

(3) 在庫管理の方法

在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、(液面計・検尺棒)を用いて行う。

在庫管理は、タンクローリーからの荷卸し前と荷卸し後の貯蔵量及びボイラー等の危険物消費設備等による始業前と始業後の消費量(流量計等で確認)から貯蔵量の増減を確認し、専用の点検表に記録する。なお、貯蔵量の確認は、1週間に1回以上行うこととし、タンクローリーからの荷受け時や危険物消費等を行った日は、その都度、記録するものとする。

漏えい検査管による確認は、週1回以上特定の曜日を定め、この結果を前記点検表等に記録する。

5 異常の判断

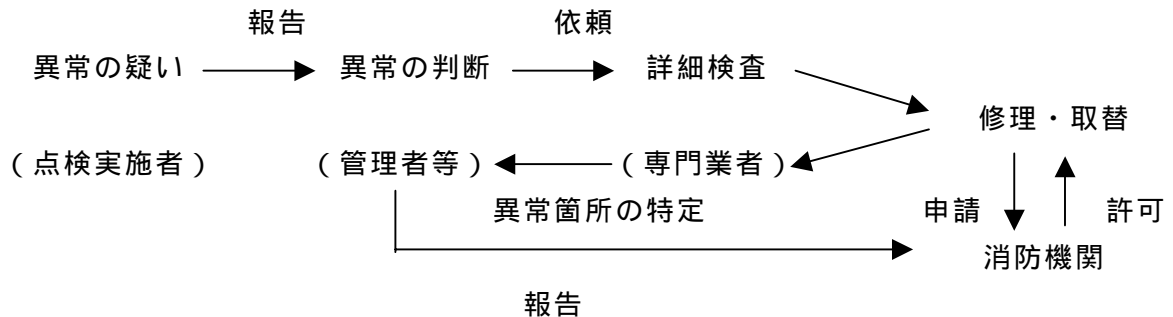
(1) 在庫管理時の異常

- ・週1回以上実施する在庫管理において著しい増減(1%を目安とし、それより大きな誤差が生じた場合)が発生した場合は異常と判断する。

(2) 漏えい検査管点検時の異常

- ・挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。
- ・漏えい検査管から著しい油臭がするか、又は挿入した金属製巻尺等に著しい油分の付着が認められた場合は異常と判断する。

6 異常時の対応



点検実施者は上記5.に記載されている異常が疑われる場合は、速やかに管理者等へ報告する。管理者等は、点検実施者から報告された「異常の疑い」が油漏えいによる異常であると判断された場合は、速やかに消防機関に報告するとともに、専用業者に詳細検査を依頼する。専用業者は異常箇所の特定を行い、管理者等へ報告する。管理者等は消防機関と相談の上、適切な修理・取替を計画し、申請、許可を受け、復旧工事を実施する。